



宮監公表第21号
令和元年12月24日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶 欣也
木 敏尚
荒 尚登
前 谷 真理子

市
委
印
監
査
之
宮
崎

定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

1 監査の対象部課等
議会事務局

2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和元年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：議会事務局)

意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(総務課)</p> <p>①平成30年度及び令和元年度の市議会一般質問新聞広告（執行額：ともに1,836,000円）に係る予定価格について、10万円以上の広告料に関することは局長の専決であるにもかかわらず、課長が決定していた。</p> <p>②令和元年度図書購入（自治日報：2019年4月分～2020年3月分）に係る契約締結・支出負担行為書について、課長の決裁がされていなかった。</p> <p>③給油券の取扱いについて、給油する場合は給油券に必要事項を記入しチケット部分（給油所控、請求書添付用、納品書・運転者持帰券）を冊子から切り離して持参すべきところ、給油券を冊子のまま持ち出し給油を行っていた（平成30年度：21件中15件）。</p>	<p>事務決裁規程を改めて確認するとともに、直ちに専決者である局長の決裁を受けた。今後は根拠法令等の確認を徹底し、適正な事務処理に努めていく。</p> <p>直ちに専決者である課長の決裁を受けた。今後は複数職員によるチェックを強化し、決裁漏れ等の不備がないよう適正な事務処理に努めていく。</p> <p>運転用務にあたる職員に対し、金券と同種の給油券を取扱うことの重要性を十分説明するとともに、今後は適正な取扱いを徹底していくよう指導した。</p>

令和元年12月 2日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市議会議長 中川 義行

